住宅取得等支援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第18号

(趣旨)

第1条　この要綱は、原子力災害による避難からの帰還を経て、町内への定住促進及び地域活性化及び脱炭素社会の実現に向けた取組の推進等により中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和することを目的とし、町内に自ら(又は持分が2分の1未満の2親等までの同一世帯親族に当たる者)居住する住宅を取得又は修繕又はその両方(以下「取得等」という。)をする者に対し、予算の範囲内で住宅取得等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱及び中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金管理運営及び基金事業実施要領並びに大熊町補助金等の交付等に関する規則(平成20年大熊町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　帰還者　平成23年3月11日時点において大熊町に住民票を有し町内に居住する者をいう。

(2)　定住　本町の住民として永住の意思をもって現に居住し、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠地が本町にあることをいう。

(3)　住宅　戸建住宅、集合住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。

(4)　ZEH住宅　外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の1次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。

(5)　取得　自己の居住の用に供するため、町内の住宅を取得し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。

(6)　修繕　自己の居住の用に供するため、取得した町内の住宅を居住前に修繕することをいう。

(7)　補助対象住宅　補助金の対象となる住宅をいう。

(8)　基準日　補助金の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)を取得又は修繕(両方の場合は取得)した日をいう。

(9)　契約　町内の新築住宅又は中古住宅を工事請負契約又は売買契約することをいう。

(10)　契約日　住宅の新築においては当該住宅の工事の契約締結日、住宅の購入については当該住宅の購入の契約締結日、住宅の修繕については当該住宅の修繕の契約締結日をいう。

(補助対象住宅)

第3条　補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1)　契約を締結した日が平成31年4月10日以降のものであること。ただし、避難指示解除を見越して契約締結した場合はこの限りでない。

(2)　新たに住宅を取得する場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること。

(3)　戸建住宅は、延べ床面積が、住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づく最低居住面積水準を満たすこと。また、ZEH住宅については、別表1に掲げる全ての要件を満たすこと。

(4)　集合住宅は、延べ床面積が都市居住型誘導居住面積水準を満たすこと。

(5)　昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得等する場合は、耐震診断を事業完了日までに実施すること。

(補助対象経費等)

第4条　補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住宅の取得等に要した経費とし、次の経費を除いたものとする。

(1)　土地取得費

(2)　外構工事等に要する経費

(3)　併用住宅における住宅部分以外に係る経費

(4)　国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

(5)　修繕に要する経費のうち30万円

(補助対象者)

第5条　補助金の交付対象者は、町内に定住し、かつ、補助対象住宅を取得等する者で、

次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「補助対象者」という。)とする。

(1)　補助対象住宅を取得等する者で、自ら(又は、持分が2分の1未満の2親等までの同一世帯親族に当たる者)居住する帰還者であること。

(2)　当該補助対象住宅の持分を有すること。

(3)　事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。

(4)　原則として、補助金交付年度内に町内への帰還が完了していること。

(5)　補助対象者及び同一世帯全員が、町税等を滞納していないこと。

(6)　補助対象者及び同一世帯全員が、大熊町暴力団排除条例(平成26年大熊町条例第2号)に規定する暴力団員等でないこと。

(7)　この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2　前項の規定にかかわらず、当該住宅に居住の実態がない、もしくは見込まれない場合(別荘利用等)は、補助対象者としないものとする。

(補助金の額)

第6条　補助金の額は、第4条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額と次の各号に掲げる額を比較していずれか低い額とする。

(1)　新築住宅取得費　800万円ただし、新築する住宅がZEH住宅である場合は1,300万円とする。

(2)　中古住宅取得費　300万円

(3)　住宅修繕費　450万円

(4)　中古住宅取得費と住宅修繕費を併用する場合　650万円

2　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅取得等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　誓約書兼同意書(様式第2号)

(2)　同一世帯全員の住民票の写し

(3)　同一世帯全員の納税証明書

(4)　案内図、配置図、平面図、その他町が求める補助対象住宅の内容が確認できる書類

(5)　居住部分の延べ面積が確認できる図面(平面図等)

(6)　契約に関する見積書等

(7)　新築ZEH住宅の場合については、事業計画書(設計図面)、BELS証書、1次エネルギー消費量計算書

(8)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第8条　町長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付が適正であると認めるときは、住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件等)

第9条　町長は、補助金交付を決定する場合は、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　町長が必要と認める事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

(2)　規則、この要綱及び関係法令を遵守すること。

(3)　補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に補助対象住宅に帰還者が定住しなくなったときは、次に掲げる場合を除き、補助金の全部を返還すること。

ア　帰還者が死亡した場合

イ　その他町長が相当と認める場合

(4)　町長は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができる。

(5)　補助事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他町長が定める財産について、財産の処分を制限する期間(減価償却資産の耐用年数等に関す

る省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間をいい、以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまで町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。財産処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、補助事業者は、あらかじめ町長に対し協議するものとする。

(6)　町長は、財産処分等を承認するに当たっては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「環境省処分承認基準」という。)に準じて処理することとする。なお、環境省処分承認基準に準じて町長が補助事業者に対し納付を求める財産処分納付金の納付期限については、町長による納付指示のなされた日から20日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金交付の取消し)

第9条の2　申請者は、交付決定を受けた年度内に事業の完了が見込めないときは、町長に住宅取得等支援事業補助金交付取消申請書(様式第3号の2)を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条　規則第13条の規定による実績報告は、住宅取得等支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、交付決定があった日の属する年度の2月28日までに行うものとする。

(1)　補助対象住宅の登記事項証明書の写し

(2)　工事請負契約書又は売買契約書等の契約の存在を証明できる書類の写し

(3)　建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し、もしくは、同第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し(当該住宅を都市計画区域内に新築、又は、売買により取得した場合に限る。)

(4)　建築基準法等の関係法令を遵守していることを証明する書類(都市計画区域外に補助対象住宅を新築、又は、売買により取得した場合に限る。)

(5)　耐震診断を受けたことが確認できる書類(昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。)

(6)　補助対象住宅の写真(修繕の場合は、修繕箇所の施工前後が確認できる写真)

(7)　取得等に要した費用に係る領収書等の写し

(8)　新築ZEH住宅の場合については、事業計画書(設計図面)

(9)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の確定と交付請求)

第11条　町長は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、規則第14条の定めに従いその内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適合と認めるときは交付額を確定し通知するものとする。

2　前項の規定により補助額の確定通知を受けた者は、確定を受けた補助額に係る住宅取得等支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条　町長は、第8条の規定により通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により当該決定を受けたとき。

(2)　この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(3)　その他町長が不適当としたとき。

2　町長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、住宅取得等支援事業補助金交付取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条　補助金の交付を受けた交付決定者は、前条の規定により交付決定を取り消された場合又は第9条第3号の規定により補助金を返還することとなった場合は、町長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第14条　被交付者は、当該補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(エネルギー使用量に関する報告)

第15条　補助事業者(新築ZEH住宅の場合に限る。)は、補助事業により取得した財産に係

るエネルギーの使用量に関して、当該財産に係る財産処分制限期間中、毎年度、町長に対し、エネルギー使用量に係る報告書(様式第7号)により報告しなければならない。

(その他)

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、公布の日から施行する。

2　この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に行われた住宅の取得等に関する補助金の返還等の関係規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。

別表1ZEH住宅補助対象経費

対象事業	補助要件	補助対象経費
ＺＥＨ	○『ZEH』住宅の新築 ・一戸建ての新築住宅であること。 ・自家消費を目的とする太陽光発電が設置されること。 ・住宅の用途に供する部分が以下の『ＺＥＨ』の基準に適合していること。 ①強化外皮基準(ＵＡ値5地域：0.6「W／m2K相当以下」) ②再エネを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギ	設計費、設備費(補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する費用)及び工事費(補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費) ※大熊町ゼロカーボン補助金との併用不可。ただし、大熊町ゼロカーボン補助金交付要綱第3条第1号オに掲げる事業を除く。

	ー消費量削減	